

新宿区における幼児教育・保育無償化の問題点【重要】

新宿区私立幼稚園連合会
新宿区私立幼稚園 PTA 連合会

新宿の区立幼稚園は都内最多 21 園（休園中 7 園含む）あり、認定子ども園は区立 10 園、私立 8 園、増え続けている認可保育所に至っては区立 12 所、私立 43 所もの施設が運営される中、経済的負担を抱えながらも、乳幼児期の子育てを自ら行おうとしている多くの保護者が、区内の私立幼稚園 9 園の教育を選択しています。こうした保護者の負託に応え、幼稚園教育を望む全ての家庭の子ども達を受け入れるためには、保護者の負担軽減、園児の健康管理、防犯防災対策等安全安心確保、教員の確保・育成・資質向上が不可欠であり、継続的で確実な取り組みが常に求められています。

本年 10 月には、「幼児教育・保育の無償化」がはじまり、保護者負担の大幅な軽減が図られます。しかしながら、国は私立幼稚園の無償化上限額を、年間 308,400 円としており、新宿区内私立幼稚園の平均納付金額、年間約 422,000 円（月額約 35,200 円程度）とは 10 万円以上の大きな開きがあります。区立幼稚園や認可保育所が新宿区の保育料不徴収で完全無料になるのに対し、区内の私立幼稚園に通う保護者の負担は少なからず残ることになり、保護者にとってみると公平でない制度であると言わざるを得ません。保護者負担軽減補助の仕組みを見直し、私立幼稚園保護者の幼児教育費も実質無償となることが重要です。

しかしながら、現在新宿区が進めようとしている制度には重大な問題があります。区は基本保育料のみを無償化の対象とする方向で調整しており、保育料以外の教材費等、その他納付金は補助の対象にしていません。仮に、27,500 円（国：25,700 円 + 都補助 1,800 円）に区が 4,500 円を上乗せした場合、基本保育料のみ上限 32,000 円の範囲内でしか無償化されない事になり、保育料を低く設定している幼稚園の保護者は、その差額分を失うことになります。新制度へ移行した幼稚園にいたっては、保育料 25,700 円分のみが無償化となり、なぜか東京都の財源であるはずの都補助 1,800 円すら支払われず、当然、区の上乗せ分（想定額 4,500 円）も支払われません。

さらに、新宿区は保育所の副食費 4,500 円の不徴収を決め、主食費 3,000 円と合わせて 7,500 円を区が負担することで給食費も無償化されることになっており、このことが幼保格差をさらに拡大させ、公平性の観点からも極めて問題がある状況です。幼稚園に対しても、実費徴収に係る補足給付事業により、園児 1 人あたり 7,500 円を上限とした食材料費（給食費）への支援が求められます。本事業は、新宿区が事業の実施や給付対象者の範囲を決定することになっているにもかかわらず、これを認めない新宿区の姿勢は、私立幼稚園保護者に対して不誠実だと言わざるを得ません。2 号児の主食費が無料にも関わらず、保育を要する認定で預かり保育を利用してても、1 号児は主食費が無料にならないのは明らかにおかしい仕組みです。認可保育所の運営委託費に、食材費の区補助を盛り込むならば、無償化対象施設に通う全ての子どもにも同じように区が補助すべきであり、そうで

東京都における認可保育所の給食費の経緯

なければ法の下の平等に反するのです。国は、3～5歳児の無償化に際し、無償化対象施設に通う場合の合理的でない不公平を是正する意味から副食食料費を外し、生活弱者対策として、世帯年収概ね360万円以下の子どもに対する、免除・補足給付という形態をとりました。皆、平等に主食費・副食食料費を徴収すべきという考え方になったのですから、認可保育所の運営委託費に、食料費の区補助を盛り込むならば、無償化対象施設に通う全ての子どもは同じように区の補助を受けられるようにするべきです。無償化の考えにそぐわない子どもに対する施策の不公平は、断じて容認できません。「給食の食料費について、国は、公平性の観点から1、2号児とも実費徴収としましたので、区が引き続き2号児を不徴収とするのであれば、1号児および新1号児・新2号児についても同様の予算措置をすべき」と強く訴えます。

東京都民間保育園協会調べ資料によると多くの区で保育所の主・副食費を不徴収しているようです。葛飾区では、保育所同様に、幼稚園や新制度へ移行した幼稚園、認定こども園に対しても、食料費7,500円(上限)を、保護者へ支給することをすでに決定しており、その他の区でも同様の動きが出てきている状況です。

大事なことはお金ではなく、子どもの命や育ちを大切に考えてもらうこと。私立幼稚園児であっても、世帯収入に差があっても、子どもの命と健やかな育ちは公平かつ平等に扱われなくてはなりません。新宿区における、公立・私立の格差や幼稚園・保育園の格差、幼稚園教諭・保育士の格差を取り除き、豊かな幼児教育・保育を実践する環境づくりが求められます。

戦後、保護者が米を持ち寄る(おにぎり等)

実費を国が負担

⇒副食費は保育所運営費に組み込まれる

都負担3000円(主食費)／国負担4500円(副食費)
⇒都の財政が豊かなので全ての給食を無料にする

区負担3000円／国負担4500円

⇒都の主食費負担を打ち切り、同額を区市が負担
⇒食料費の物価上昇分加算あり

区負担3000円／実費

⇒無償化で10月より副食費が実費

⇒食料費の物価上昇分加算(月600円)も打ち切り

保育無償化に伴う給食費徴収についての緊急調査 取りまとめ

令和元年8月27日

* (注) 月額徴収額については、アンケート回答に基づいたものであります。各区市町村の検討状況によって今後変動していく場合があります。

区市町村	月額徴収額(目安)	備考
千代田	0円	全額行政負担
中央	4,500円	副食費のみ
港	5,000円	主食費・副食費
新宿	未定	
文京	0円	全額行政負担
台東	4,500円	副食費のみ
墨田	0円	全額行政負担
江東	未定	
品川	0円	全額行政負担
目黒	0円	全額行政負担
大田	0円	全額行政負担
世田谷	4,500円	副食費のみ
渋谷	0円	全額行政負担
中野	0円	全額行政負担
杉並	0円	全額行政負担
豊島	0円	全額行政負担
北	未定	
荒川	0円	全額行政負担
板橋	0円	全額行政負担
練馬	0円	全額行政負担
足立	4,500円	副食費のみ
葛飾	0円	全額行政負担
江戸川	0円	全額行政負担

区市町村	月額徴収額(目安)	備考
八王子	4,500円	副食費のみ
立川	1,000円	3,500円行政負担
武蔵野	未定	
三鷹	6,000円	主食費・副食費
青梅	4,500円	副食費のみ
府中	4,500円	副食費のみ
昭島	4,500円	副食費のみ
調布	4,500円	副食費のみ
町田	6,000円	主食費・副食費
小金井	0円	全額行政負担
小平	4,500円	副食費のみ
日野	4,500円	副食費のみ
東村山	4,500円	副食費のみ
国分寺	4,500円	副食費のみ
国立	4,500円	副食費のみ
西東京	4,500円	副食費のみ
福生	4,500円	副食費のみ
治田	4,500円	副食費のみ
東大和	4,500円	副食費のみ
清瀬	5,200円	主食費・副食費
東久留米	4,500円	副食費のみ
武藏村山	4,500円	副食費のみ
多摩	7,000円	主食費・副食費
稻城市	7,500円	主食費・副食費
あきる野	4,500円	副食費のみ
羽村	4,500円	副食費のみ
瑞穂	4,500円	副食費のみ
日の出	4,500円	副食費のみ
奥多摩	0円	全額行政負担
檜原	0円	全額行政負担
大島	0円	全額行政負担

* 一般社団法人 東京都民間保育園協会 調べ

【新宿区における幼児教育・保育無償化の問題点の整理】

1. 保育料不徴収で完全無料となる区立幼稚園や保育所の園児保護者に対して、私立幼稚園児保護者には依然として過大な負担が残る。
2. 基本保育料に限定して無償化の対象にするのは公平性を毀損する。限定を解除し、私学助成園の「その他納付金」、新制度移行園の「特定保育料」まで含めて無償化の対象としなければ、多くの私立幼稚園児家庭が十分な恩恵を受けられず、著しく利益を逸することになる。
 - 特に、新制度園の保護者にとっては、新宿区が無償化を基本保育料に限定することによって、東京都独自補助の1,800円(年額33,000円)も受け取ることができなくなる。これは私立幼稚園児保護者の正当な権利を奪うものであり、相当の批判が予想される。
3. 認可保育所の運営委託費に、食材費の区補助を盛り込むならば、無償化対象施設に通う全ての子どもにも同じように区が補助すべきであり、そうでなければ法の下の平等に反する。
 - 無償化に際して、皆、平等に主食費・副食材費を徴収すべきという考え方になった以上、認可保育所の運営委託費に食材費の区補助を盛り込むならば、無償化対象施設に通う全ての子どもへ同じように補助されることが必要。